

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十九条―第七十九條の四の六）</p> <p>第四節の二・第五節（略）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十九條の四の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十九条―第七十九條の四）</p> <p>第四節の二・第五節（略）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十九條の四までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>2（略）</p>

3 標準的手法採用行が第七十九条の四から第七十九条の四の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十九条の四の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第七十九条の四 (略)

2 標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットティング・セット(当該ネットティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第七十九条の四の三第十一号及び第百五十八条第七項において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する油溢ロクロは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる油溢ロクロは第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める油溢ロクロの算出に当たって、当該満期までの間に同号の「 Δ 」で加重平均した油効EPEを用いるものとする。

3 標準的手法採用行が第七十九条の四に定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十九条の四までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第七十九条の四 (略)

2 標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

Ⅰ 与信相当額 = $\alpha \times$ 実効 E P E

α は、1.4 (ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な α を用いることとする。)

Ⅱ 実効 E P E = $\sum_{k=1}^n$ 実効 E E $t_k \times \Delta t_k$

n は、 t_n が一年となるような n

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

Ⅲ 実効 E E $t_k = \max$ (実効 E E t_{k-1} , E E t_k)

E E t_k は、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均 (以下「期待エクスポージャー」という。)。ただし、実効 E E t_0 は、カレント・エクスポージャー (期待エクスポージャーの算出の対象となるネットイング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットイング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第五十八条第六項において同じ。) とする。

3

標準的手法採用行は「前項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が「一・二を下回るときは、 α は「一・二とする。」

一 α が「すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本 (リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。) の額を E P E を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値

(新設)

として推計されていること。この場合において、 $\Delta P_{k,t}$ は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 EPE の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δt_k を加重平均した EPE を用いるものとする。

$$EPE = \frac{\sum_{k=1}^n EPE_k \times \Delta t_k}{\sum_{k=1}^n \Delta t_k}$$

n は、 t_n が一年となるような n

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する油

(新設)

E_{t_1} に代えて、 E_{t_2} を用いることにより同項第二号に規定する
繰上EPEを計測する方法を使用することができる。

5

標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる
額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる繰上EPEと
する方法を使用することができる。

(新設)

一 閾値(マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して
担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポ
ージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアドオンを
加えた額

$$\text{アドオン} = E_{E_{t_{\text{end}}}} - E_{E_{t_0}}$$

$E_{E_{t_{\text{end}}}}$ は、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメント
に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引
相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リ
スクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし
、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されている
レボ形式の取引のみから構成されるネットイング・セットにつ
いては五営業日、それ以外のすべてのネットイング・セットに
ついては十営業日を下回らないものとする。)内における最後
の時点の期待エクスポージャー

$E_{E_{t_0}}$ は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担
保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の実効
EPE

(承認申請書の提出)

第七十九条の四の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスポージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第七十九条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使

(新設)

(新設)

用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストインダグ（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレステスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に

よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、銀行のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 取締役等（取締役若しくは執行役員又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内です責任を負うものをいう。）をいう。第一百七条第二項第三号及び第二百七十四条第二項第五号において同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原

則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三 α を独自に推計している場合には、第七十九条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第七十九条の四の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、

(新設)

当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第七十九条の四の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十九条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

(段階的適用等)

第七十九条の四の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後のある一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第七十九条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

(変更に係る届出)

第九十八条 自行推計ボラテリテイ調整率の使用について第九十五条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 一三 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第一百七条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四 六 (略)

3・4 (略)

(変更に係る届出)

第一百十条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第五

(変更に係る届出)

第九十八条 自行推計ボラテリテイ調整率の使用について第九十五条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 一三 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第一百七条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等(取締役若しくは執行役員又は執行役員(取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。))をいう。第二百七十四条において同じ。)がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四 六 (略)

3・4 (略)

(変更に係る届出)

第一百十条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第五

条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第四百四十四条 内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第五百五十七条 (略)

2～4 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第五百五十八条 (略)

条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第四百四十四条 内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第五百五十七条 (略)

2～4 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第五百五十八条 (略)

2～5 (略)

6 内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャーのEADについては第七十九条の四から第七十九条の四の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる算式EADは第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

$$\text{I 実効マチュリティ (M)} = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効} E_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効} E_{t_k} \times \Delta t_k}$$

$$\frac{+\sum_{k=m+1}^n E_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\times d f_k}$$

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割引率

E_{t_k} は、将来の時点 t_k における期待エクスポージャー（ただし、 E_{t_0} はカレント・エクスポージャーとする。）

m は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点 t_m としたときの m

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、満期の時点を超えない最後の時点 t_n としたときの n

2～5 (略)

(新設)

二 実効 $E_{t,k} = \max(E_{t,k-1}, E_{t,k})$

実効 $E_{t,k}$ は、カレント・エクスポート・ジャー

7 前項の規定にかかわらず、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットイング・セットを一のエクスポート・ジャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

(リテール向けエクスポート・ジャーの EAD)

第六十五条 (略)

2~4 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、リテール向けエクスポート・ジャーの EAD について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百四十三条 第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一~三 (略)

(エクスポート・ジャーの厚さ (H))

(新設)

(リテール向けエクスポート・ジャーの EAD)

第六十五条 (略)

2~4 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四までの規定は、リテール向けエクスポート・ジャーの EAD について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百四十三条 第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一~三 (略)

(エクスポート・ジャーの厚さ (H))

第二百六十条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十九条から第七十九条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百九条 シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百九条 粗利益配分手法を用いる銀行は、次の各号のいずれかに

第二百六十条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十九条から第七十九条の四までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百九条 シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百九条 粗利益配分手法を用いる銀行は、次の各号のいずれかに

該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百十六条 先進的計測手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百十六条 先進的計測手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充
実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条―第五 十七条の四の六）</p> <p>第四節の二・第五節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十七条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与 信相当額は、次条から第五十七条の四の六までに定めるところによ りカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポー ジャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内 の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くこ とができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条―第五 十七条の四）</p> <p>第四節の二・第五節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十七条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与 信相当額は、次条から第五十七条の四までに定めるところによりカ レント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャ ー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外 国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くこと ができる。</p> <p>2 （略）</p>

3 標準的手法採用行が第五十七条の四から第五十七条の四の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十七条の四の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十七条の四 (略)

2 標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットティング・セット(当該ネットティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十七条の四の三第十一号及び第百三十六条第七項において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する油溢ロクロは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる油溢ロクロは第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める油溢ロクロの算出に当たって、当該満期までの間に同号の「 Δ 」で加重平均した油溢EPEを用いるものとする。

3 標準的手法採用行が第五十七条の四に定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十七条の四までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十七条の四 (略)

2 標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

Ⅰ 与信相当額＝ α ×実効EPE

α は、1.4（ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な α を用いることとする。）

Ⅱ 実効EPE＝ $\frac{n}{k+1}$ ×実効EET_k× Δt_k

nは、 t_n が一年となるようなn

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

Ⅲ 実効EET_k＝ $\max(EET_{k-1}, EET_k)$

EET_kは、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効EET₀は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネットイング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットイング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第三十六条第六項において同じ。）とする。

3

標準的手法採用行は「前項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α がⅠ・Ⅱを下回るときは、 α はⅠ・Ⅱとする。

Ⅰ α が「すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値

（新設）

として推計されていること。この場合において、 E_{t_k} は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 E_{t_k} の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δt_k で加重平均した EPE を用いるものとする。

$$EPE = \sum_{k=1}^n E_{t_k} \times \Delta t_k$$

n は、 t_n が一年となるような n

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する油

(新設)

$ED_{t,k}$ に代えて、 $ED_{t,k}$ を用いることにより同項第二号に規定する
繰上 $ED_{t,k}$ を計測する方法を使用することができる。

5) 標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる
額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる繰上 $ED_{t,k}$ と
する方法を使用することができる。

一 閾値^(イ)(マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して
担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポ
ージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアドオンを
加えた額

$$\text{アドオン} = E E_{t, \text{end}} - E E_{t, 0}$$

$E E_{t, \text{end}}$ は、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメント
に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引
相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーズケット・リ
スクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし
、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されている
レボ形式の取引のみから構成されるネットイング・セットにつ
いては五営業日、それ以外のすべてのネットイング・セットに
ついては十営業日を下回らないものとする。)内における最後
の時点の期待エクスポージャー

$E E_{t, 0}$ は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担
保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の実効
 $E P E$

(新設)

(承認申請書の提出)

第五十七条の四の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行持株会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 連結自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスポージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第五十七条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使

(新設)

(新設)

用について第五十七条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストインダグ（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレステスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に

よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、銀行持株会社のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 取締役等（取締役若しくは執行役員又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内です責任を負うものをいう。）をいう。第八十五条第二項第三号及び第二百五十二条第二項第五号において同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原

則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネットイング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三 α を独自に推計している場合には、第五十七条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十七条の四の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、

(新設)

当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十七条の四の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十七条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

(段階的適用等)

第五十七条の四の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後のある一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十七条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

(変更に係る届出)

第七十六条 自行推計ボラテリテイ調整率の使用について第七十三条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十五条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四 六 (略)

3・4 (略)

(変更に係る届出)

第八十八条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第八

(変更に係る届出)

第七十六条 自行推計ボラテリテイ調整率の使用について第七十三条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十五条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等(取締役若しくは執行役員又は執行役員(取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。))をいう。第二百五十二条において同じ。)がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四 六 (略)

3・4 (略)

(変更に係る届出)

第八十八条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第八

十三条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第二百二十二条 内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十五条 (略)

2～4 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第三百三十六条 (略)

十三条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第二百二十二条 内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十五条 (略)

2～4 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第三百三十六条 (略)

2～5 (略)

6 内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャーのEADについては第五十七条の四から第五十七条の四の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる算式は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

$$\text{I 実効マチュリティ (M)} = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効} E_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効} E_{t_k} \times \Delta t_k} + \frac{\sum_{k=m+1}^n E_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\times d f_k}$$

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割引率

E_{t_k} は、将来の時点 t_k における期待エクスポージャー（ただし、 E_{t_0} はカレント・エクスポージャーとする。）

m は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点 t_m としたときの m

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、満期の時点を超えない最後の時点 t_n としたときの n

2～5 (略)

(新設)

二 実効 $E_{t,k} = \max(E_{t,k-1}, E_{t,k})$

実効 $E_{t,k}$ は、カレント・エクスポージャー

7 前項の規定にかかわらず、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットイング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百四十三条 (略)

2～4 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百二十一条 第二百七条の承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

(エクスポージャーの厚さ (H))

(新設)

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百四十三条 (略)

2～4 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四までの規定は、リテール向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百二十一条 第二百七条の承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

(エクスポージャーの厚さ (H))

第二百三十八条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十七条から第五十七条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百五十六条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百七十八条 シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百八十七条 粗利益配分手法を用いる銀行持株会社は、次の各号

第二百三十八条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十七条から第五十七条の四までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百五十六条 内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百七十八条 シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百八十七条 粗利益配分手法を用いる銀行持株会社は、次の各号

のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百九十四条 先進的計測手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第二百九十四条 先進的計測手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十三条―第七十六條の六）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第七十三条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十六條の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十三条―第七十六條）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第七十三条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十六條までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>2（略）</p>

3 標準的手法採用金庫が第七十六条から第七十六条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第七十六条 (略)

2 標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットテイング・セット(当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第七十六条の三第十一号及び第五十七条第七項において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する海盜ロロロは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる海盜ロロロは第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットテイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める海盜ロロロの算出に当たって、当該満期までの間に同号の「 Δ 」で加重平均した海盜ロロロを用いるものとする。

3 標準的手法採用金庫が第七十六条に定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第七十六条 (略)

2 標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

Ⅰ 与信相当額＝ α ×実効EPE

α は、1.4（ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な α を用いることとする。）

Ⅱ 実効EPE＝ $\frac{n}{\sum_{k=1}^n}$ 実効EPE $\times \Delta t_k$

n は、 t_n が一年となるような n

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

Ⅲ 実効EPE $= \max(E_{t_{k-1}}, E_{t_k})$

E E_{t_k} は、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効E E_{t_0} は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネットイング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットイング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百五十七条第六項において同じ。）とする。

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に規定する α について、次に

（新設）

掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が「一」を「二」回るときは、 α は「一」にする。

Ⅰ α が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の

額をE P Pを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、E P Pは次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、E P Pの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δt_k で加重平均したE P Eを用いるものとする。

$$E P E = \sum_{k=1}^n E P E_{t_k} \times \Delta t_k$$

nは、 t_n が一年となるようなn

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 | 標準的手法採用金庫は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担

（新設）

保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する E_{t+1} に代えて、 E_{t+2} を用いることにより同項第二号に規定する E_{t+1} を計測する方法を使用することができる。

5 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる E_{t+1} とする方法を使用することができる。

一 閾値(マージン・アグリメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$$\text{アドオン} = E_{E_{t+1}} - E_{E_{t+0}}$$

$E_{E_{t+1}}$ は、リスクのマージン期間(マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマージン・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレボ形式の取引のみから構成されるネットインゲ・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットインゲ・セットについては十営業日を下回らないものとする。)内における最後の時点の期待エクスポージャー

$E_{E_{t+0}}$ は、マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリメントの影響がないと仮定した場合の乗効

(新設)

E P E

(承認申請書の提出)

第七十六条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスポージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(新設)

(承認の基準)

第七十六条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署(以下「期待エクスポージャー管理部署」という。)が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストインダグ(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。)及びストレステスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。)を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後

(新設)

- 定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。
- イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。
- ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、信用金庫又は信用金庫連合会のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。
- ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。
- 五 理事（法第三十二条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。
- 六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。
- 七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 八 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原

則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三 α を独自に推計している場合には、第七十六条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第七十六条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は

(新設)

、当該標準的手法採用金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第七十六条の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十六条第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

(段階的適用等)

第七十六条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後、一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第七十六条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる

(変更に係る届出)

第九十六条 自金庫推計ボラティリティ調整率の使用について第九十条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 一三 (略)
- 二 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第二百五条 (略)

- 2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一・二 (略)
- 三 標準的手法採用金庫の理事がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四 一六 (略)

- 3・4 (略)

(変更に係る届出)

第九十条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第九十条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該

(変更に係る届出)

第九十六条 自金庫推計ボラティリティ調整率の使用について第九十条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 一三 (略)
- 二 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第二百五条 (略)

- 2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一・二 (略)
- 三 標準的手法採用金庫の理事(法第三十二条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。)がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四 一六 (略)

- 3・4 (略)

(変更に係る届出)

第九十条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第九十条の承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該

当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第四百十二条 内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第五百十六条 (略)

2～4 (略)

5 第七十三条から第七十六条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(マチュリテイ)

第五百十七条 (略)

2～5 (略)

当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第四百十二条 内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第五百十六条 (略)

2～4 (略)

5 第七十三条から第七十六条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(マチュリテイ)

第五百十七条 (略)

2～5 (略)

6 |

内部格付手法採用金庫の事業法人等向けエクスポージャーの円△
Dについては第七十六条から第七十六条の六までの規定を準用する場
合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセット
の額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算
出された実効マチュリティとし、同号に掲げる船窓円△_kは第二号
に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリテ
イが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年
とする。

(新設)

$$\text{I 実効マチュリティ (M)} = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効} E E_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効} E E_{t_k} \times \Delta t_k}$$

$$\frac{+\sum_{k=m+1}^n E E_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\times d f_k}$$

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割
引率

$E E_{t_k}$ は、将来の時点 t_k における期待エクスポージャー（ただ
し、 $E E_{t_0}$ はカレント・エクスポージャーとする。）

m は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、
一年を超えない最後の時点をとしたときの m

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、
満期の時点を超えない最後の時点をとしたときの n

II 実効 $E E_{t_k} = \max(E E_{t_{k-1}}, E E_{t_k})$

「無効EAD」は、カレンシー・エクスチェンジャー

7 前項の規定にかかわらず、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットイング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第六百六十四条 (略)

2～4 (略)

5 第七十三条から第七十六条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百四十三条 第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

(エクスポージャーの厚さ(二))

第二百六十条 (略)

(新設)

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第六百六十四条 (略)

2～4 (略)

5 第七十三条から第七十六条までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百四十三条 第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

(エクスポージャーの厚さ(二))

第二百六十条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十三条から第七十六条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百条 シナリオ法の使用についての承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百九条 粗利益配分手法を用いる信用金庫又は信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十三条から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(変更に係る届出)

第二百七十八条 内部モデル方式の使用について承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百条 シナリオ法の使用についての承認を受けた信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(変更に係る届出)

第三百九条 粗利益配分手法を用いる信用金庫又は信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、

<p>その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更に係る届出)</p> <p>第三百十六条 先進的計測手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>その旨を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更に係る届出)</p> <p>第三百十六条 先進的計測手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十条）</p> <p>三条の六</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十条）</p> <p>三条</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>

2 (略)

3 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十三條から第五十三條の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三條の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十三條 (略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットテイング・セット(当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十三條の三第十一号及び第百三十三條第七項において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する剰餘額は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる剰餘額は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットテイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める剰餘E.P.Eの算出に当たって、当該満期までの間に同号の△+△

2 (略)

3 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十三條に定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三條までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十三條 (略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が期待エクスポージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

り加算する。実効EPEを用いるものとする。

1 与信相当額 = $\alpha \times$ 実効EPE

α は、1.4 (ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な α を用いることとする。)

1 実効EPE = $\sum_{k=1}^n$ 実効EPE $\times \Delta t_k$

n は、 t_n が一年となるような n

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

1 実効EPE = \max (実効EPE_{t-1}, EPE_t)

EPE_t は、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均 (以下「期待エクスポージャー」という。)。ただし、実効EPE_t は、カレント・エクスポージャー (期待エクスポージャーの算出の対象となるネットインテグ・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットインテグ・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百三十三条第六項において同じ。) とする。

3 | 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号に規定する

α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計するものができる。ただし、推計した α が 1・1 を下回るときは、 α は 1・1 とする。

1 α が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本 (リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理にお

(新設)

いて利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をEPEを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、EPEは次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPEの算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δt_k で加重平均したEPEを用いるものとする。

$$EPE = \frac{1}{n} \sum_{k=1}^n EPE_{i,t} \times \Delta t_k$$

nは、 t_n が一年となるようなn

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 | 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モ

（新設）

デル(期待エクスポージャー)を計測するモデルをいう。以下同じ。
()において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する冊送 $ROE_{i,t}$ に代えて、 $ROE_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する冊送 $ROE_{i,t}$ を計測する方法を使用することができる。

(新設)

5 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる冊送 ROE とする方法を使用することができる。

一 閾値(マージン・アグリメント)において取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$$\text{アドオン} = E E_{t,mp} - E E_{t,0}$$

$E E_{t,mp}$ は、リスクのマージン期間(マージン・アグリメント)に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットインゲージ・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットインゲージ・セットについては十営業日を下回らないものとする。)内における最後の時点の期待エクスポージャー

$E E_{t,0}$ は、マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担

和の融資を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の純空
E P E

(承認申請書の提出)

第五十三条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一
項の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記
載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用
が承認の基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスポージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次
に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を
開始する日

二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(新設)

(承認の基準)

第五十三条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストインダグ（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレステスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独

(新設)

立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、信用協同組合等のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 理事（中小企業等協同組合法第三十五条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三 α を独自に推計している場合には、第五十三条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十三条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

(新設)

2 | 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該信用協同組合等が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十三条の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

(段階的適用等)

第五十三条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定められている場合は、この限りでない。

(新設)

2 | 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引

又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

(変更に係る届出)

第七十三条 自組合推計ボラティリティ調整率の使用について第七十条の承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法を採用する信用協同組合等の理事がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四～六 (略)

3・4 (略)

(変更に係る届出)

(変更に係る届出)

第七十三条 自組合推計ボラティリティ調整率の使用について第七十条の承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法を採用する信用協同組合等の理事(中小企業等協同組合法第三十五条に規定する理事をいう。以下同じ。)がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四～六 (略)

3・4 (略)

(変更に係る届出)

第八十五条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第八十条の承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第一百八条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三十二条 (略)

2～4 (略)

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第八十五条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第八十条の承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(変更に係る届出)

第一百八条 内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三十二条 (略)

2～4 (略)

5 第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第百三十三条 (略)

2～5 (略)

6 内部格付手法を採用する信用協同組合等の事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる冊(注)は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

$$\text{I 実効マチュリティ (M)} = \frac{\sum_{k=1}^n \text{実効} E_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^n \text{実効} E_{t_k} \times \Delta t_k}$$

$$+ \frac{\sum_{k=m+1}^n E_{t_k} \times \Delta t_k \times d f_k}{\times d f_k}$$

Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割引率

E_{t_k} は、将来の時点 t_k における期待エクスポージャー (ただし、 E_{t_0} はカレント・エクスポージャーとする。)

m は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点 t_m としたときの m

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、

第百三十三条 (略)

2～5 (略)

(新設)

満期の時点を超えない最後の時点を t_n としたときの n

二 実効 $E_{t,n} = \max(\text{実効}E_{t,n-1}, E_{t,n})$

実効 $E_{t,n}$ は、カレンド・ロクスプレイヤー

7 前項の規定にかかわらず、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネットイング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十条 (略)

2～4 (略)

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百十九条 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

(新設)

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十条 (略)

2～4 (略)

5 第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百十九条 第二百十五条の承認を受けた内部格付手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一～三 (略)

<p>(エクスポージャーの厚さ(一))</p> <p>第二百三十六条 (略)</p> <p>2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。</p> <p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百五十三条 粗利益配分手法を用いる信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百六十条 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(エクスポージャーの厚さ(一))</p> <p>第二百三十六条 (略)</p> <p>2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。</p> <p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百五十三条 粗利益配分手法を用いる信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百六十条 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(エクスポージャーの厚さ(一))</p> <p>第二百三十六条 (略)</p> <p>2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。</p> <p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百五十三条 粗利益配分手法を用いる信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百六十条 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(エクスポージャーの厚さ(一))</p> <p>第二百三十六条 (略)</p> <p>2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。</p> <p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百五十三条 粗利益配分手法を用いる信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更に係る届出)</p> <p>第二百六十条 先進的計測手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (略)</p>